

## 感染症広域情報 ～ヒューストン総領事館より（2008年7月2日）

～感染地域に渡航・滞在を予定されている方は、家禽類や野鳥類への接触は避けてください。～

### 1. 最近の流行状況

2003年11月以来、東南アジア、中央アジア、欧州などの広い地域において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が発生しています。現在も引き続き、世界各地でトリへの感染やトリからヒトへの感染が確認されていますので、御注意ください。最近の感染状況は以下のとおりです。

#### （1）ヒトへのH5N1型鳥インフルエンザ感染状況

2008年6月19日、世界保健機関（WHO）は、同年5月にインドネシア（ジャカルタ特別州及びバンテン州）において2人が感染（2人死亡）したことが確認された旨発表しました。

2003年以降でヒトへの感染が確認されている国は、以下のとおりです。（2008年6月19日現在：出典 WHO）

インドネシア	感染者数	135人（うち、110人死亡）
ベトナム	感染者数	106人（うち、52人死亡）
エジプト	感染者数	50人（うち、22人死亡）
中国	感染者数	30人（うち、20人死亡）
タイ	感染者数	25人（うち、17人死亡）
トルコ	感染者数	12人（うち、4人死亡）
アゼルバイジャン	感染者数	8人（うち、5人死亡）
カンボジア	感染者数	7人（うち、7人死亡）
イラク	感染者数	3人（うち、2人死亡）
パキスタン	感染者数	3人（うち、1人死亡）
ラオス	感染者数	2人（うち、2人死亡）
ナイジェリア	感染者数	1人（うち、1人死亡）
バングラデシュ	感染者数	1人（うち、0人死亡）
ミャンマー	感染者数	1人（うち、0人死亡）
ジブチ	感染者数	1人（うち、0人死亡）
計15か国	感染者数	385人（うち、243人死亡）

#### （2）トリへのH5N1型鳥インフルエンザ感染状況

国際獣疫事務局（OIE）によると、2008年6月3日以降、中国（広東省）においてトリへのH5N1型鳥インフルエンザの感染が確認されています。また、香港政府は、2008年6月7日以降、4つの小売市場からH5N1型鳥インフルエンザウイルスが検出された旨発表しています。

現在までに、H5N1型鳥インフルエンザの発生が確認されている国・地域（61か国・地域）は以下のとおりです。

アジア(15)： インド、インドネシア、カンボジア、タイ、韓国、中国、香港、日本、パキスタン、バングラデシュ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス

欧州(26)： アゼルバイジャン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、カザフスタン、ギリシャ、グルジア、クアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、スロバキア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニア、ロシア

中東(9)： アフガニスタン、イスラエル、パレスチナ、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、トルコ、ヨルダン

アフリカ(11)： エジプト、ガーナ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、スーダン、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン

2. 感染地域でトリに接触した日本人が、発熱や咳症状を発症して帰国した事例（結果的にはH5N1型ウイルスに感染していなかった。）も確認されていますので、鳥インフルエンザの発生国・地域では不用意にトリに近寄ったり触れたりせず、衛生管理にも十分注意してください。また、帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には、検疫所の健康相

談室にお申し出ください。帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。

その他、感染地域滞在の注意事項については、「海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A」を御参照ください。

([http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian\\_search/sars\\_qa.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/sars_qa.html))

3. 各国・地域におけるヒトへの感染状況等の詳細については、以下を始めとする各在外公館のホームページを御参照ください。

在インドネシア日本国大使館：[http://www.id.emb-japan.go.jp/osh\\_bflu\\_idjky.html](http://www.id.emb-japan.go.jp/osh_bflu_idjky.html)

在ベトナム日本国大使館：

[http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/jmedical\\_tori\\_influ.html](http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/jmedical_tori_influ.html)

在エジプト日本国大使館：

<http://www.eg.emb-japan.go.jp/j/consulate/birdflu/index.htm>

在中国日本国大使館：[http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular\\_j/birdflu\\_top\\_j.htm](http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/birdflu_top_j.htm)

在パキスタン日本国大使館：<http://www.pk.emb-japan.go.jp/>

(問い合わせ先)

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：(代表) 03-3580-3311（内線）2850

○外務省海外安全相談センター

電話：(代表) 03-3580-3311（内線）2902

○外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>

○鳥インフルエンザに関する情報（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

○新型インフルエンザ対策関連情報（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

○海外渡航者のための感染症情報（厚生労働省検疫所）<http://www.forth.go.jp>

○高病原性鳥インフルエンザ（国立感染症研究所感染症情報センター）

[http://idsc.nih.go.jp/disease/avian\\_influenza/index.html](http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html)

○鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>

○Avian influenza（世界保健機関（WHO））

[http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/)